

第4期多可町障がい者基本計画及び第7期多可町障がい福祉計画 (第3期多可町障がい児福祉計画を含む) 策定業務仕様書

1. 業務名

第4期多可町障がい者基本計画及び第7期障がい福祉計画
(第3期多可町障がい児福祉計画を含む) 策定業務

2. 目的

国や県の障害者福祉施策の動向、多可町の障害者をめぐる環境やニーズの変化を把握し、現行の障がい者基本計画及び障がい福祉計画・障がい児福祉計画の見直しを行い、多可町における新たな障害者施策の基本的方向・実施施策や障害福祉サービスの目標量を定める、第4期多可町障がい者基本計画・第7期多可町障がい福祉計画・第3期多可町障がい児福祉計画を策定することを目的とする。

3. 期間

契約締結日から令和6年3月25日まで

4. 委託料の上限額

本業務の委託料の上限額は、5,500,000円(消費税を含む。)とする。

5. 業務内容

(1) 策定する計画

- ・第4期多可町障がい者基本計画(障害者基本法第11条に規定する市町村障害者計画)
[計画期間:令和6年度~令和11年度]
- ・第7期多可町障がい福祉計画
(障害者総合支援法第88条に規定する市町村障害福祉計画)
[計画期間:令和6年度~令和8年度]
- ・第3期多可町障がい児福祉計画
(児童福祉法第33条の20に規定する市町村障害児福祉計画)
[計画期間:令和6年度~令和8年度]

(2) 基礎的な地域データ及び資料の整理分析

障害福祉をめぐる施策動向、多可町の概要及び社会経済的特性、地域福祉資源の整備状況、障害者(児)の現況動向及びサービスの利用状況等について、事務局が提供するデータや資料をもとに整理分析を行う。

(3) アンケート調査の実施

計画対象者における福祉ニーズを把握するためのアンケート調査を実施し、結果をとりまとめる。受託者は、調査票の設計及び調査票の印刷、発送用及び回収用封筒の作成、封入・封緘及びラベル貼り作業、調査結果の入力・集計・分析を行い、アンケート調査結果報告書を作成する。対象者の抽出、宛名ラベルの作成は多可町が行う。

【アンケート調査の実施概要】

調査対象	① 障害者手帳所持者（全数調査） ② 事業所、関連団体、学校園
配布数	① 1,400 票 ② 50 票 ※①②とも多可町が想定している数字であり、変動する場合がある。
調査方法	郵送
集計方法	単純集計、障害種類別クロス集計、その他分析上必要な設問間のクロス集計
結果報告	・報告書(20部)作成、 ・電子データ (Microsoft Word、Microsoft Excel 等で作成し、CD 等の電子媒体に記録)

(4) 施策・事業の実施状況の評価及び課題のとりまとめ

現行計画における施策・事業の実施状況について評価を行い、新たな計画において重点的に取り組む課題をとりまとめる。

(5) 障害福祉サービスの推進方策の検討

計画対象者数を推計し、障害福祉サービス等の各年度における見込量を算定し、確保策の検討を行う。

(6) 計画骨子案・素案の作成

課題を踏まえた計画の推進方向、数値目標等を記載した計画案を作成し、内容の協議を行う。

(7) パブリックコメントの実施支援

計画素案についてのパブリックコメントを多可町が実施するにあたり、実施方法やとりまとめに関するアドバイスを行う。

(8) 計画検討部会の運営支援

計画内容を審議する計画検討部会（4回程度、概ね午後7時から午後9時まで）には、事務局とともに制度、法令ならびに推計根拠等に関する委員からの質問に対応できる者が出席すること。

会議資料は、会議開催日の1週間前までに提出し、会議終了後1週間以内に議事録を作成し提出すること。

(9) 法律や制度などの動向に関する情報提供

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）を中心に福祉関連の法律や制度と本計画内容の整合性を図るため、福祉関連の法律や制度の動向を常に把握し、法律改正や制度変更の情報をとりまとめ、逐次情報提供すること。

6. 成果品

- ・アンケート調査結果報告書（A4判、80頁程度、1色刷）：20部
- ・計画書本編（A4判、150頁程度、表紙4色刷、本文2色刷）：200部
- ・計画書概要版（A4判、8頁程度、2色刷）：1000部
- ・情報提供資料一式
- ・上記データ一式（CD等の電子媒体により納品すること。）

7. その他

- ・受託者は計画策定に係る全体工程表を作成し、工程管理を的確に行うこと。
- ・受託者が実施する調査票の発送及び回収並びに会議等への出席に係る交通費等の一切の経費及び資料作成に係る一切の経費は、本委託料に含むものとする。
- ・成果品に係る所有権、著作権、利用権は多可町に帰属する。
- ・受託者は、個人情報の保護に関する法律や多可町個人情報保護条例等を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。また、業務終了後又は契約解除後も同様とする。
- ・アンケート調査業務を実施する際には、個人情報に関する扱いを適正に対応することが必須であることから、受託者はプライバシーマークの認証を取得していること。
- ・当該計画に係る事項について、今後新たな方針が国及び県から示されるなど状況が変化した場合には、事務局と協議の上、本業務内容を変更することができる。
- ・本業務の主たる担当者は本業務終了まで責任をもって対応すること。
多可町が主たる担当者による業務遂行が不可能であると判断した場合、多可町は主たる担当者の交代を受託者に命じることができるものとする。
- ・本仕様書で明示できないものについては、必要に応じ多可町と協議し、決定すること。

以上